

NPO法人BLUE 要介護認定調査事務運営規程

(目的)

第1条 この規程は、NPO法人BLUE（以下「本法人」という）が設置運営する伊予市介護認定調査所（以下「事業所」という。）の要介護認定調査事務について必要な事項を定め、事業の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 介護保険の被保険者（以下「被保険者」という）の要介護認定調査事務（以下「認定調査」という）を実施するにあたり、公正、中立な立場で誠実に行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、制度の目的や介護保険サービス内容の理解に努め、適切な情報提供を行うものとする。

3 事業の実施に当たっては、行政機関等との連携を図り、適切な対応に努めるものとする。

(事業所名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 伊予市介護認定調査所

(2) 所在地 愛媛県伊予市米湊1194番地1

(職員配置及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する者は、管理者及び要介護認定調査員とし、職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 要介護認定調査員（以下「調査員」という） 介護支援専門員の有資格者とし、被保険者の認定調査及び関連事務処理を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(認定調査方法)

第6条 認定調査の方法は、次のとおりとする。

(1) 調査員は、被保険者の居宅または入所施設等を訪問し、公正、中立的な立場により訪問調査を実施する。その際、理解しやすい説明を行うこととする。

(2) 調査員は、入所施設等での訪問調査の場合、同席家族等との連絡調整の外、入所施設とも連絡調整のうえ、訪問調査を実施することとする。

(3) 調査員は、被保険者及び同席家族等に身分証明証を訪問調査時に提示することとする。

(事業実施地域)

第7条 この事業の実施地域は、伊予市内及び近隣区域とする。

(委託料)

第8条 要介護認定調査にかかる委託料は、別表のとおりとする。

(研修)

第9条 事業所は、調査員の資質向上を図るため、随時研修の機会を設けることとする。

(守秘義務)

第10条 職員は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(個人情報保護)

第11条 この事業にかかわる個人情報の取扱者は、第4条に定める職員に限るものとし、その情報については、本法人個人情報保護規程に基づき適正に対処するものとする。

(苦情処理)

第12条 この事業に関する苦情等については、本法人苦情解決に関する規程に基づき適正に対処するものとする。

(緊急時対応)

第13条 調査員は、認定調査を実施中に利用者の体調の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに緊急措置を講じるとともに、市町及び被保険者の家族等に連絡を行うこととする。

(委任)

第14条 この規程に定める事項のほか、必要な事項はNPO法人BLUE理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年7月30日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(別表) 要介護認定調査事業委託料

伊予市	別途契約書による
伊予市外	1件あたり5,000円(税別)